

平成 27 年度

外部評価結果に対する市の方針

平成 28 年 2 月

茨城県守谷市

## 目 次

1	外部評価結果に対する市の取組方針 .....	1
2	外部評価の総合的意見に対する市の考え方 .....	2
	(参考) 外部評価の総合的意見 .....	4
3	個別事務事業の評価内容と市の方針 .....	6
	(1) 外部評価結果及び市の方針一覧 .....	6
	(2) 事務事業別方針.....	8
	①雑草除去事業.....	8
	②環境美化の日事業.....	9
	③畜犬登録及び狂犬病予防事業.....	10
	④利根川河川敷環境保全事業.....	11
	⑤不法投棄対策事業.....	12
	⑥ポイ捨て等防止事業.....	13
	⑦公害対策事業.....	14
	⑧地球温暖化防止実行計画運用事業.....	15
	⑨放射線対策事業（消費者） .....	16
	⑩環境啓発推進事業.....	17
	⑪放射線対策事業（環境） .....	18
	⑫資源物回収報奨金事業.....	19
	⑬廃棄物減量等啓発事業.....	20
	⑭リサイクル伝言板事業.....	21

⑮	生ごみ処理機等補助事業	22
⑯	コミュニティコンポスト事業	23
⑰	緑化推進啓発事業	24
⑱	公園まちづくり団体助成事業	25
⑲	景観形成推進事業	26
⑳	屋外広告物管理事業	27
㉑	森林愛護運動推進事業	28
㉒	緑地管理事業	29

## 1 外部評価結果に対する市の取組方針

---

市では、平成 18 年度から市役所内部の評価（内部評価）に加えて、第三者機関の外部評価委員が市民目線で評価を行う外部評価制度を導入しました。

以後、平成 23 年度までの 6 年間で、約 700 の事務事業（外部評価選定対象の事務事業数）について外部評価を実施してきました。

平成 25 年度から、守谷市行政改革推進委員会において外部評価を実施し、平成 25 年度は「第二次守谷市総合計画」に掲げる 27 施策中 8 施策、平成 26 年度は 1 施策、平成 27 年度は 3 施策を対象に事務事業の統廃合に係る評価を実施しました。

なお、守谷市議会では、平成 25 年度から事業評価を実施しており、平成 27 年度事業評価も平成 27 年 9 月に決議されましたが、本年度の守谷市行政改革推進委員会の対象事務事業との二重評価はありませんでした。

平成 27 年 12 月、本年度の評価結果をまとめた「平成 27 年度守谷市行政評価外部評価報告書」が、守谷市行政改革推進委員会から市に提出されました。

市は、この報告書の意見や評価を、市民の視点に立った評価として真摯に受け止め、外部評価結果に対する市の方針について以下のとおり決定しました。

今後、市の方針として決定した内容が完了するまで、継続して進行管理を行っていくとともに、外部評価制度を効果的に活用し、継続して効率的かつ効果的な行財政運営及び事務事業の改革・改善に努めます。

## 2 外部評価の総合的意見に対する市の考え方

今年度の事務事業評価，前年度の提言，事業目標の「見える化」，まちづくりへの地域人材の活用，職員の意識改革について，市の考え方は次のとおりです。

### ■今年度の事務事業評価について

行政評価の結果と予算編成の結び付きを強化するため，平成 22 年度に，予算編成上の事務事業と行政評価上の事務事業の整合性を図る調整を行いました。その際に，対象や意図を混在させないことやその単位で改廃できる内容であることを基準として，事業単位を設定しましたが，結果として，事業単位が細分化しすぎてしまい，その事務事業が施策や基本事業の目的を達成するために機能しているかが分かりづらい状態となりました。

このような中，平成 28 年 2 月に，事業の統合に向けた全庁的な調査を実施しました。この調査は，組織体制に捉われずに，対象や意図を今よりも広義に考え，関連性が強い事業を統合することで，事業に弾力性を持たせることを目的としています。この結果を踏まえて，事業を総合的に再構築し，平成 29 年度から新しい事業単位で事業を実施していきます。

また，事務事業評価上で，現在も庶務事務や負担金支出などの「事業に類しない費用的事務等」については，成果指標等を用いない簡易評価を導入していますが，今後，政策的判断を要しない事業であって，市の負担が生じない事業や内部管理事業についても，簡易評価の対象として対応していきます。これにより，評価表作成等における職員の作業負担が軽減され，実効性のある評価表作成に注力できる環境が整うものと考えます。

### ■前年度の提言について

提言にあったように，一部の課題や事業については，改善の取組が十分になされていないものもありました。提言と市の方針とを再度見直し，提言の趣旨を重く受け止め，しっかりとフォローアップをしていきます。

また，取組を実施するに当たっては，企画課で定期的に進捗状況を管理し，進捗が遅れている場合は課題を明確にした上で，その課題解決につながる取組が実施できるよう対応し，早期に改善が図れるよう取り組みます。

### ■事業目標の「見える化」について

平成 27 年度の事務事業評価では，評価表に事業の課題を記載することで，改善点を見出せるようにしました。平成 29 年度の行政評価から，事業の目指すべき姿ともいえるゴールや課題及び改善策をいつまでに解決するかといった内容を記載できる評価表に変更し，評価表を有用なものにしていきます。

また，各種指標についても，指標の捉え方や設定例を示すなどして，適切に

設定できるよう努めていきます。

### ■まちづくりへの地域人材の活用について

ボランティア・NPOの登録や活動状況の把握等については、現在、社会福祉協議会及び市民活動支援センターにおいて行っており、登録団体も増加傾向にあります。十分な連携等が取れているとは言えない状況です。このため、今後は、各機関の役割や登録団体の情報等をこれまで以上に広く市民に周知していきます。

平成 28 年度からは、市民活動支援センター運營業務を民間委託し、協働のまちづくりを担う多様な主体を中立的な立場で連携させる「中間支援機能」の拡充等を図っていきます。

また、人材バンクについては、生涯学習部門の「もりや生き生きライフリーダーバンク」があり、子ども会や学校を対象に制度の活用を促していますが、制度の周知や利用したい方への情報が不足しているため、広く一般に活用されている状況ではありません。

この件は、社会教育委員の会議でも議論され、登録者の情報開示や制度のより良い活用方法等についての提言をいただいているところですが、今後は、個人情報の問題や指導要件を整理し、今以上の制度のPRや需給両者にとっての利用しやすい環境整備に努めるなどして、地域に埋もれている人材の発掘や、登録されている人材を有効に活用できる仕組みを構築していきます。

### ■職員の意識改革について

今年度の事務事業評価では、当該事務事業が必要とされる理由を記載し、職員自らが取り組む仕事の意義や結果責任を考えるきっかけとしたものの、いまだ意識付けは不十分であり、引き続き考え方を浸透させるため、全庁的な意識の改革が必要です。

現在策定中の第七次守谷市行政改革大綱においては、行政改革の視点として新たに「意識の改革」を取り入れました。その内容は、職員一人ひとりが、現状の業務の進め方に満足せず、常に改善の意識を持つというものです。

業務の遂行に当たっては、市民の意見を聴く機会を積極的に活用し、市民との対話を通じて、「何のために、誰のために行う事業か」を考え、現状のままではいかを常に自らに問いかける職員像を目指していきます。

守谷市人材育成基本方針や守谷市職務執行基本規程に基づき、各々の職責を再度認識した上で、事務事業評価等を仕事の意義や改善を意識するきっかけとし、職員それぞれが意識を改革できるように努めていきます。

## (参考) 外部評価の総合的意見

### 3-1 総合的意見

#### ■今年度の個別の事務事業評価について

今年度の個別事務事業の評価では、「統合」や「再構築」をすべきとの指摘が多い。その主な理由は次の3点である。

- (1) 現状では、各事務事業があまりに狭く定義付けられる（名称を付与される）傾向にある。したがって、事業目的を円滑・十分に遂行するための重要な関連業務の関係性や連携の視点が抜け落ちている。縦割りの組織体制に捉われず、より幅広く漏れのない形で関係する複数の事業を総合的に再構築すべきである。
- (2) 新しい事業を開始するに当たっては、事務事業の総数を削減するとともに、効果の少ない事業を廃止する必要がある。
- (3) 評価表作成等の職員の作業負担を軽減するとともに、重要な業務にメリハリを付けて取り組んでいただきたい。

#### ■前年度の提言について

前年度の提言をフォローアップしたところ、改善の取組が十分とはいえない課題や事業も見られた。この点については、改めて再検討をお願いしたい。

- (1) 今年度の取組状況は、前年度の提言だけでなくこの提言を前向きに受け止めていただいた「平成26年度 外部評価結果に対する市の方針」（以下「市の方針」という。）も、必ずしも十分に反映されていない。
- (2) 提言と市の方針とを再度見直し、正しく理解した上で、その内容については、市として責任を持って受け止め、しっかりと進行管理をしていただきたい。
- (3) 以上は、前年度提言の「市政全般に関する総合的意見」、「評価指標に関わる意見」、「個別事務事業評価」の全ての項目について実行願いたい。

#### ■事業目標の「見える化」について

事業目標を可視化することによって、市民、市職員及び関係団体それぞれが具体的な目標を理解・共有し、協働して事業目標を達成できる体制を整え、実行願いたい。

- (1) 個々の事業について、ゴールを市民の視点で捉え、期限を設けたスピード感のある仕事を行っていただきたい。
- (2) 何が改善されるのかを内外の関係者に対して説明できるようにしていただきたい。
- (3) 事務事業評価表の各種指標の設定を見直す（前年度の行政評価手法に対する提言を活かしてほしい）。

### ■まちづくりへの地域人材の活用について

- ボランティア・NPOの登録や組織化，活動状況の把握，連携についての更なる強化を求める。
- 人材バンクの活用などにより，地域に埋もれている個人人材を発掘し，有効に活用できる仕組み作りを求める。

### ■職員の意識改革について

- 業務の遂行に当たっては，職員は誇りを持って結果責任を意識し，取り組んでいただきたい。特に，管理職については，判断する責任，関係者への説明責任などの管理者としての役割を意識する必要がある。
- 現状に甘んじることなく，日々の改善を心掛け，最大限の効率化を図っていただきたい。

例えば，事業の進行管理に当たっては，重複する資料をその都度作成するのではなく，簡潔な 1 通の書類で処理が進むような仕組みなどである。

### 3 個別事務事業の評価内容と市の方針

#### (1) 外部評価結果及び市の方針一覧

外部評価を受けた3施策中の26事務事業のうち、「継続」と判断された4事務事業を除いた22事務事業について、市の方針をまとめました。

なお、「継続」と判断された事業についても、個別事務事業への提言にある「議論の過程で出た各委員の意見」の趣旨を踏まえて、事業に取り組んでいきます。

#### 【施策】生活環境の保全

	事務事業名	外部評価結果	市の方針
1	雑草除去事業	継続的発展	<b>継続</b>
2	環境美化の日事業	統合	<b>統合</b>
3	畜犬登録及び狂犬病予防事業	継続的発展	<b>継続</b>
4	利根川河川敷環境保全事業	統合	<b>統合</b>
5	不法投棄対策事業	統合	<b>統合</b>
6	ポイ捨て等防止事業	統合	<b>統合</b>
7	公害対策事業	統合して再構築	<b>統合して見直し</b>
8	地球温暖化防止実行計画運用事業	統合して再構築	<b>統合</b>
9	放射線対策事業（消費者）	統合して見直し	<b>統合して見直し</b>
10	環境啓発推進事業	統合して再構築	<b>統合</b>
11	放射線対策事業（環境）	統合して見直し	<b>統合して見直し</b>

#### 【施策】循環型社会の形成

	事務事業名	外部評価結果	市の方針
12	資源物回収報奨金事業	統合して再構築	<b>統合</b>
13	廃棄物減量等啓発事業	統合して再構築	<b>統合</b>
14	リサイクル伝言板事業	統合して再構築	<b>統合</b>
15	生ごみ処理機等補助事業	統合して再構築	<b>統合</b>
16	コミュニティコンポスト事業	廃止	<b>廃止</b>

**【施策】 緑を生かした景観の形成**

	<b>事務事業名</b>	<b>外部評価結果</b>	<b>市の方針</b>
17	緑化推進啓発事業	統合	<b>一部統合</b>
18	公園まちづくり団体助成事業	統合	<b>統合</b>
19	景観形成推進事業	統合して強化	<b>統合</b>
20	屋外広告物管理事業	統合して強化	<b>統合</b>
21	森林愛護運動推進事業	統合	<b>統合</b>
22	緑地管理事業	統合	<b>見直し</b>

## (2) 事務事業別方針

### ①雑草除去事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	火災予防及び防犯・環境面から、空き地に繁茂した雑草等の現地調査を行い、管理者に対して適正な管理を行うよう指導（通知）する。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>継続的發展</b>
根 拠 及 び 対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 強制力を持って、環境を整えられる条件を整備してほしい。</li> <li>● 雑草だけでなく、空き家問題や独居老人の問題と絡めた上で、事業を拡張すべきである。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し 統合 廃止</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（継続）</span>
具 体 的 内 容	<p>空き地といっても個人の所有地である以上、個人財産の管理の問題となるため、市としては、適正な管理を促すのみで、強制することはできません。財産権の問題も関係することから、行政としても慎重に対応する必要があると考えています。</p> <p>今後も、各種法令に即して対応を行っていく中で、根気よく働き掛けをし、指導していきます。</p> <p>なお、空き地の雑草除去を目的とする本事業の拡張は行いませんが、空き家の雑草問題等については、空き家対策の総合的な事業を立ち上げ、本事業とは別に取り組んでいきます。</p>
ス ケ ジ ュ ー ル	<p>空き家対策は平成 28 年度から本格的に取り組めます。</p> <p>独居老人宅の雑草問題等は、平成 28 年度に協議し、対応方針を決定していきます。</p>
効 果	本事業とは別の事業になりますが、空き家対策を進めることで、空き家の活用や適切な管理が期待できます。

## ②環境美化の日事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	6月・9月・12月（第一日曜日）の年3回，市内全域の地域住民により周辺道路や公園等の美化活動を実施する。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合</b>
根拠及び対応	● 「不法投棄対策事業」，「利根川河川敷環境保全事業」と統合し，「環境美化事業」とする。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他（</b> <b>）</b>
具 体 的 内 容	市民が主体となつて行う協働事業として，「利根川河川敷環境保全事業」と統合し，「環境美化事業」とします。 「不法投棄対策事業」については，行政が主体となつて実施する環境保全の事業として「ポイ捨て等防止事業」と統合します。
スケジュール	平成28年度 統合に向けた調整 平成29年度 事業統合
効 果	市民が主体となつて実施する環境保全の事業をまとめることで，事業の意図が分かりやすくなります。

### ③畜犬登録及び狂犬病予防事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	狂犬病の発生及び蔓延を予防するため、畜犬に毎年1回予防注射を接種させるとともに、畜犬の飼育頭数の把握を行いながら、犬の正しい飼い方及び飼い主のマナー向上を図る。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>継続的發展</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まずは、未登録犬の解消と100%の予防接種実施に向けて、尽力すべきである。</li> <li>● 飼い主のモラル啓発も併せて実施することで、事業の成果を上げるべきである。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し 統合 廃止</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（継続）</span>
具 体 的 内 容	<p>未登録犬の解消に向けて、未登録犬を把握する方法を引き続き検討していきます。</p> <p>併せて、動物病院やペットショップ等に対しての状況等の聞き取りや文書による協力依頼、より多くの媒体を活用した広報等を強化し、未登録犬の解消や予防接種率の向上、飼い主のモラル啓発を行っていきます。</p>
スケジュール	平成28年度以降も引き続き実施していきます。
効 果	未登録犬を減らし、予防接種を実施することで、狂犬病の予防につながるができます。また、広報を強化することで、飼い主のモラル啓発やマナー向上が図れます。

#### ④利根川河川敷環境保全事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	自然豊かな利根川河川敷等の環境を保全するために、利根川河川敷環境保全実行委員会（14 団体）が主体となって、市民やボランティア団体（37 団体）に広報紙等で参加を呼びかけ、3 月にクリーン作戦を実施し、不法投棄物を回収する。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合</b>
根拠及び対応	● 「環境美化の日事業」、「不法投棄対策事業」と統合し、「環境美化事業」とする。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><b>統合</b></span> <b>廃止</b> <b>その他（</b> <b>）</b>
具 体 的 内 容	市民が主体となって行う協働事業として、「環境美化の日事業」と統合し、「環境美化事業」とします。 「不法投棄対策事業」については、行政が主体となって実施する環境保全の事業として「ポイ捨て等防止事業」と統合します。
スケジュール	平成 28 年度 統合に向けた調整 平成 29 年度 事業統合
効 果	市民が主体となって実施する環境保全の事業をまとめることで、事業の意図が分かりやすくなります。

### ⑤不法投棄対策事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	<p>不法投棄防止のため不法投棄パトロールを行い，廃棄物が不法投棄された場合，必要に応じて警察や県南環境・保安課及び土地の管理者等との今後の対策等を協議・対応する。</p> <p>また，路肩などの廃棄物に対しては，種類に応じて迅速かつ適正に処理するとともに，処理困難物は委託処理にて対応する。</p>
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「環境美化の日事業」，「利根川河川敷環境保全事業」と統合し，「環境美化事業」とする。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他</b> ( )
具 体 的 内 容	行政が主体となって実施している生活環境の向上事業として，「ポイ捨て等防止事業」と統合します。
スケジュール	平成 28 年度 統合に向けた調整 平成 29 年度 事業統合
効 果	行政が主体となって実施する環境保全の事業をまとめることで，事業の意図が分かりやすくなります。

## ⑥ポイ捨て等防止事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	<p>平成 20 年 5 月 30 日から条例により，市内全域でごみ等のポイ捨て，路上喫煙，犬等のフンの放置を禁止し，環境保全を図っている。</p> <p>特に，守谷駅周辺をポイ捨て等禁止強化区域に指定し，ポイ捨て等防止指導員を配置してパトロールを行うとともに，違反者からは過料（2,000 円）を徴している。</p> <p>平成 26 年 5 月 18 日には，条例施行 6 周年キャンペーンを行った。</p>
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放置自転車対策事業と統合し，「守谷駅前の美化事業」として一本化する。</li> <li>● 清掃する人，放置自転車の管理をする人，その他ボランティアの人たちと連携を図る。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他（</b> <b>）</b>
具 体 的 内 容	行政が主体となって実施している生活環境の向上事業として，「不法投棄対策事業」と統合します。
スケジュール	平成 28 年度 統合に向けた調整 平成 29 年度 事業統合
効 果	行政が主体となって実施する環境保全の事業をまとめることで，事業の意図が分かりやすくなります。

## ⑦公害対策事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	公害の実態を継続的に把握するため、市内各所の水質・大気・騒音・振動について調査する。調査結果については、議会、環境審議会、関係機関へ報告を行う。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して再構築</b>
根拠及び対応	● 事業内容が公害の実態調査にとどまっているため、「環境啓発推進事業」との統合を検討する。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <b>統合</b> <b>廃止</b> <b>その他（ ）</b>
具 体 的 内 容	「放射線対策事業（環境）」と「放射線対策事業（消費者）」との統合を踏まえ、公害関係のモニタリング事業として一体的に実施するために、放射線対策事業との統合を検討します。
スケジュール	平成 28 年度 放射線対策事業との統合及び指標、名称等の検討 平成 29 年度 事業統合
効 果	公害に関連するモニタリング事業を統合し名称を変更することで、事業の一元化が図れます。

### ⑧地球温暖化防止実行計画運用事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	Co <sub>2</sub> 排出量の削減のため、公的機関である守谷市役所が率先して同計画を実施していく。Co <sub>2</sub> 排出に係る電気、ガスなどの使用料削減を目指して、クールビズ、ウォームビズ、空調機の計画運転等による節電や燃料使用量の削減等に取り組む。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して再構築</b>
根拠及び対応	● 「環境啓発推進事業」と統合し、事業を再構築していただきたい。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他</b> ( )
具 体 的 内 容	意図が類似している事業である「環境啓発推進事業」との統合に向け、事業内容を精査し、指標等を含めて検討します。
スケジュール	平成 28 年度 事業内容の精査 平成 29 年度 事業統合
効 果	意図が類似している事業を統合し再構築することで、事業に弾力性を持たせることができます。

### ⑨放射線対策事業（消費者）

担 当 課	経済課
事務事業の概要	消費者庁から貸与された放射性物質検査機器を用いて、給食食材及び自家栽培野菜の放射性物質の検査を行う。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して見直し</b>
根拠及び対応	● 「放射線対策事業（環境）」と統合
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <b>統合</b> <b>廃止</b> <b>その他（ ）</b>
具 体 的 内 容	平成 27 年分の事務事業評価で精査を行い、平成 28 年度の事務事業を現執行体制のまま統合します。 その際、公害関係のモニタリング事業の一元化を図るため、公害対策事業との統合及び指標や名称等を含めた検討も併せて行います。
スケジュール	平成 28 年度 担当課，担当業務について再考 平成 29 年度 事業統合
効 果	公害に関連するモニタリング事業を統合し名称を変更することで、事業の一元化が図れます。

## ⑩環境啓発推進事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	<p>環境啓発の一環として、夏休みの宿題で市立小学校6年生児童全員から、節電、エコドライブ、グリーンカーテンなどの省エネルギーやごみ減量、資源物の循環（リサイクル）など幅広く「環境」をテーマとしたポスターを募集し、優秀作品を表彰する。優秀作品については、市役所に2週間程度展示する。2月の郷州公民館まつりのパネル展でも、優秀作品9点を展示する。</p> <p>平成25年度からは、環境ポスター募集のほか、自然エネルギーの利用促進のため、住宅用太陽光発電システム設置補助を行っている。</p> <p>また、ノーマイカーウィークを設け、二酸化炭素排出量の削減を目指している。</p>
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して再構築</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「公害対策事業」と「地球温暖化防止実行計画運用事業」を吸収し、事業を再構築していただきたい。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他（</b> <b>）</b>
具 体 的 内 容	意図が類似している事業である「地球温暖化防止実行計画運用事業」との統合に向け、事業内容を精査し、指標等を含めて検討します。
スケジュール	平成28年度 事業内容の精査 平成29年度 事業統合
効 果	意図が類似している事業を統合し再構築することで、事業に弾力性を持たせることができます。

## ⑪放射線対策事業（環境）

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能漏れによる市民への影響を少なくするための除染を行い，放射線量の低減化を図る。</p> <p>守谷市除染実施計画及び特措法に基づき，市民への影響を少なくするため除染に取り組み，特に子どもの生活空間を優先して除染を実施する。</p> <p>除染は終了しているが，付帯処理を継続する。</p>
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して見直し</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「放射線対策事業（消費者）」と統合した上で，市民の不安を解消できるような事業内容に変えてほしい。</li> <li>● 当面のところは事業を残し，放射線の状況が落ち着いたら，他の環境啓発事業に統合すべきである。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <b>統合</b> <b>廃止</b> <b>その他（ ）</b>
具 体 的 内 容	<p>平成 27 年分の事務事業評価で精査を行い，平成 28 年度の事務事業を現執行体制のまま統合します。</p> <p>その際，公害関係のモニタリング事業の一元化を図るため，公害対策事業との統合及び指標や名称等を含めた検討も併せて行います。</p>
スケジュール	平成 28 年度 担当課，担当業務について再考 平成 29 年度 事業統合
効 果	公害に関連するモニタリング事業を統合し名称を変更することで，事業の一元化が図れます。

## ⑫資源物回収報奨金事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	<p>年度内に3回以上資源物を回収した団体に対し、回収重量1kgにつき5円の報奨金を交付し、ごみ減量化と資源の有効利用を促進する。</p> <p>回収を行おうとする団体は年度初めに届出書を提出し、回収した資源物を回収業者に売却した時は、計量証明書を添えて実績報告書を提出する。</p>
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して再構築</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>「廃棄物減量等啓発事業」、 「生ごみ処理機等補助事業」、 「リサイクル伝言板事業」も含めて、事業の再構築を検討願いたい。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他</b> ( )
具 体 的 内 容	意図が類似している事業の統合・再構築に向けて、対象、目的、事業内容等の視点から、検証を行います。
スケジュール	平成28年度 検証 平成29年度 事業統合
効 果	意図が類似している事業を統合し再構築することで、事業に弾力性を持たせることができます。

### ⑬廃棄物減量等啓発事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	<p>再資源化を行うことにより、ごみの減量化が図られることから、正しい分別方法を認識してもらうため、分別の手引きを作成し市民に配布する。</p> <p>家庭から排出される可燃ごみのうち、重量では約40%の割合を占める生ごみの減量を図るため、啓発用品として生ごみ絞り器の配布を行う。</p>
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して再構築</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民へのPRがないので、内容を見直し、中身のあるものへの転換を求める。</li> <li>● 「生ごみ処理機等補助事業」、「資源物回収報奨金事業」、「リサイクル伝言板事業」も含めて、事業の再構築を検討したい。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他</b> ( )
具 体 的 内 容	意図が類似している事業の統合・再構築に向けて、対象、目的、事業内容等の視点から、検証を行います。
ス ケ ジ ュ ー ル	平成28年度 検証 平成29年度 事業統合
効 果	意図が類似している事業を統合し再構築することで、事業に弾力性を持たせることができます。

#### ⑭リサイクル伝言板事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	各家庭において不要となった物品の中から、使用可能な物品のリユース、リサイクルを促進するため、情報提供の場として、リサイクル伝言板を平成8年度から設置した。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して再構築</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市でできるリサイクル事業としては、拡大も検討。</li> <li>● 伝言板事業としては、NPO等の民間活力に委ねるか廃止が妥当である。</li> <li>● 「廃棄物減量等啓発事業」、 「生ごみ処理機等補助事業」、 「資源物回収報奨金事業」も含めて、事業の再構築を検討願いたい。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他（</b> <b>）</b>
具 体 的 内 容	意図が類似している事業の統合・再構築に向けて、対象、目的、事業内容等の視点から、検証を行います。
スケジュール	平成28年度 検証 平成29年度 事業統合
効 果	意図が類似している事業を統合し再構築することで、事業に弾力性を持たせることができます。

### ⑮生ごみ処理機等補助事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	<p>家庭から排出される可燃ごみのうち、重量では約40%の割合を占める生ごみの自家処理を推進することで、収集ごみの減量化及び生活環境の向上を図っている。</p> <p>生ごみ処理機（コンポスト、EM容器、電気式生ごみ処理機）を購入かつ設置した世帯に対して補助金を交付することで、各家庭への生ごみ処理機の普及を図り、もって、ごみの減量化を推進する。</p>
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して再構築</b>
根拠及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「廃棄物減量等啓発事業」、「資源物回収報奨金事業」、「リサイクル伝言板事業」も含めて、事業の再構築を検討願いたい。</li> </ul>
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他（</b> <b>）</b>
具 体 的 内 容	意図が類似している事業の統合・再構築に向けて、対象、目的、事業内容等の視点から、検証を行います。
スケジュール	平成28年度 検証 平成29年度 事業統合
効 果	意図が類似している事業を統合し再構築することで、事業に弾力性を持たせることができます。

## ⑩コミュニティコンポスト事業

担 当 課	生活環境課
事務事業の概要	生ごみ・厨芥物の原料と堆肥の再利用を推進するために、規模の大きい集合住宅である県営住宅地において、地域（県営住宅守谷アパート）のできる生ごみの減量化・堆肥化再利用事業を実施している。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>廃止</b>
根拠及び対応	● 生ごみ堆肥化事業にシフトして、本事業は終了に向かうべきである。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し 統合 <span style="border: 1px solid black;">廃止</span> その他（ ）</b>
具 体 的 内 容	利用者が少ないこと（平成 26 年度にアンケート実施）や施設の老朽化が進んでいることなどから、本事業は廃止します。
スケジュール	県営住宅管理者である茨城県住宅課と協議し、協議が整い次第、生ごみ堆肥化事業に移行します。
効 果	事業を廃止し、生ごみ堆肥化事業へ移行することで、経費の削減が図れます。

### ⑰緑化推進啓発事業

担 当 課	都市計画課
事務事業の概要	健康で明るく住み良いまちにするために、行政・事業者・市民が一体となって、緑化を推進し緑豊かな生活環境の形成を図る。 ボランティア団体により、公園や植樹枡への花苗の植え込みを行う。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合</b>
根拠及び対応	● 「森林愛護運動推進事業」, 「公園まちづくり団体助成事業」と統合。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し 統合 廃止</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（一部統合）</span>
具 体 的 内 容	「公園まちづくり団体助成事業」と「緑化推進啓発事業」を統合し, 「公園等まちづくり団体助成事業」とします。
スケジュール	平成 28 年度 作業を 2 課（都市計画課, 建設課）共同で実施 平成 29 年度 事業統合（建設課に統一）
効 果	事務が効率化され, 協働で公園や道路の植樹枡の緑化を推進するとともに, 維持管理していくという事業の意図が明確になります。

## ⑩公園まちづくり団体助成事業

担 当 課	建設課
事務事業の概要	市と市民のパートナーシップを深め、協働のまちづくりを推進するため、年間を通じた公園等の維持管理（除草業務）を行う団体に対して支給する。 助成金の額は、除草業務に伴う工事設計額の4分の1に相当する金額とする。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合</b>
根拠及び対応	● 事業内容が緑化推進啓発事業（公園里親事業）と重なるところが多いため、「緑化推進啓発事業」と統合。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他（</b> <b>）</b>
具 体 的 内 容	「公園まちづくり団体助成事業」と「緑化推進啓発事業」を統合し、「公園等まちづくり団体助成事業」とします。
スケジュール	平成28年度 作業を2課（都市計画課，建設課）共同で実施 平成29年度 事業統合（建設課に統一）
効 果	事務が効率化され、協働で公園や道路の植樹柵の緑化を推進するとともに、維持管理していくという事業の意図が明確になります。

### ⑱景観形成推進事業

担 当 課	都市計画課
事務事業の概要	守谷市景観計画に基づき、建築物を主体とした良好な景観形成を推進することにより、守谷らしい良好な景観やゆとりのある空間を確保し、快適な都市環境を創出することを目的とするものであり、条例に基づく届出の受付、景観計画に示す基準による助言、指導、景観審議会の運営を行う。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して強化</b>
根拠及び対応	● 「屋外広告物管理事業」と統合して、事業内容を強化する。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> <b>その他</b> ( )
具 体 的 内 容	「景観形成推進事業」と「屋外広告物管理事業」を統合し、「景観形成推進事業」とします。
スケジュール	平成 28 年度 事務事業の執行管理等を統合 平成 29 年度 事業統合
効 果	事務が効率化され、良好な景観を形成するという事業の意図が明確になります。

## ⑳屋外広告物管理事業

担 当 課	都市計画課
事務事業の概要	市内に設置されている屋外広告物をシステムで管理し，現状把握及び違反広告物の是正指導を図る。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合して強化</b>
根拠及び対応	● 「景観形成推進事業」と統合して，事業内容を強化する。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統合</span> <b>廃止</b> その他（ ）
具 体 的 内 容	「景観形成推進事業」と「屋外広告物管理事業」を統合し，「景観形成推進事業」とします。
スケジュール	平成 28 年度 事務事業の執行管理等を統合 平成 29 年度 事業統合
効 果	事務が効率化され，良好な景観を形成するという事業の意図が明確になります。

## ⑳ 森林愛護運動推進事業

担 当 課	経済課
事務事業の概要	緑を育てる活動を通じて、心豊かな人間に育つことを目的として、公益社団法人茨城県緑化推進機構から補助金を受けて、緑の少年団（守谷小学校5年生）が守谷沼周辺の清掃・野外観察・里山作りをしている。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合</b>
根拠及び対応	● 事業の規模が小さく、対象が限定されているので、緑の少年団の活動を支援する内容を残しつつ「緑化推進啓発事業」と統合。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <b>統合</b> <b>廃止</b> <b>その他（継続）</b>
具 体 的 内 容	提言で示された統合先である「緑化推進啓発事業」は、「公園まちづくり団体助成事業」との統合により、事業の意図等を見直す方針のため、同じ林業関係である「身近なみどり整備推進事業」と統合した上で、事業名称を検討します。
スケジュール	平成28年度 統合に向けた調整 平成29年度 事業統合
効 果	事務が効率化されます。

## ②緑地管理事業

担 当 課	経済課
事務事業の概要	公園の草刈や桜の樹木消毒を行う。
<b>外部評価 提 言</b>	
判 断	<b>統合</b>
根拠及び対応	● 事業内容が管理のみなので、「公園維持管理事業」と統合。
<b>市 の 方 針</b>	
判 断	<b>見直し</b> <b>統合</b> <b>廃止</b> <b>その他（            ）</b>
具 体 的 内 容	本事業の対象になっている緑地が当初の公園計画に至っていないことに加え、管理対象地が国土交通省からの占用期限（平成28年度）満了となるため、占用更新に当たって、管理方法を含めた事業の検討を行います。
スケジュール	平成28年度に、国土交通省、関係者（酪農関係者）等との協議により、占用更新及び管理についての方針を決定します。
効 果	※決定する事業方針及び管理方法により効果を検証します。